

平成30年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成30年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「地域住民が交流できるカフェを併設する二世帯住宅 〔鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)3階建て〕」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画 ①交流スペースの平面・動線計画* ②カフェ部分と住宅部分との相互の動線計画</p> <p>(2) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等)</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 断面構成に関する知識</p> <p>(5) 要求図書の表現</p> <p>(6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合 ①鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)3階建てでないもの ②要求図書のうち図面が1面以上未完成 ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合等) ④延べ面積条件が、「250㎡以上、300㎡以下」に適合していないもの ⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの*</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1階：喫茶室、玄関ホール 2階：居間(A)・食事室(A)・台所(A)(これら3室を1室又は2室にまとめてよい)、子夫婦寝室、子ども室 3階：居間(B)・食事室(B)・台所(B)(これら3室を1室又は2室にまとめてよい)、親夫婦寝室</p> </div> <p>⑥著しく非常識な計画(階段の欠落等)</p> <p>*北海道 試験(11月4日実施)における採点のポイントについては、上記(1)①及び(6)⑤が異なり、次のとおりである。</p> <p>(1) ①イベントスペースの平面・動線計画</p> <p>(6) ⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1階：喫茶室、イベントスペース、玄関ホール 2階：居間・食事室・台所(これら3室を1室又は2室にまとめてよい)、親夫婦寝室 3階：子夫婦寝室、子ども室(A)、子ども室(B)</p> </div>
採点結果の区分	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：54.9%、ランクⅡ：14.5%、ランクⅢ：24.2%、ランクⅣ：6.4%</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。